

## 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 30 年 12 月 3 日

独立行政法人日本スポーツ振興センター

契約担当役 理事長 大東 和美

◎調達機関番号 576 ◎所在地番号 13

### 1 調達内容

- (1) 品目分類番号  
16, 23, 26
- (2) 購入等件名及び数量  
新国立競技場什器・備品の調達（厨房機器）  
一式
- (3) 調達件名の特質等  
仕様書による。
- (4) 納入期限  
平成 31（2019）年 10 月 31 日  
ただし、物品等の搬入及び設置は、平成 31  
（2019）年 9 月 30 日までに行うこと。
- (5) 納入場所  
東京都新宿区霞ヶ丘町 10 番 1 号ほか  
新国立競技場内（詳細は仕様書による）

### 2 入札方法

入札金額は、総価を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

### 3 競争参加資格

- (1) 独立行政法人日本スポーツ振興センター契約事務取扱規程（平成 15 年度規程第 49 号）第 2 条及び第 3 条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同第 2 条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 平成 28・29・30 年度全省庁統一の競争参加資格において、「物品の販売」の「A」の等級に格付けされている者であること。

### 4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札書の交付場所及び問い合わせ先  
〒107-0061  
東京都港区北青山二丁目 8 番 35 号  
独立行政法人日本スポーツ振興センター  
財務部調達管財課 榊原  
電話 03-5410-9140
- (2) 入札説明書の交付方法  
本公告の日から上記 4 (1) の交付場所にて交付する。
- (3) 入札書の受領期限  
平成 31 年 1 月 28 日 17 時 00 分
- (4) 開札の日時及び場所  
平成 31 年 1 月 29 日 10 時 00 分  
独立行政法人日本スポーツ振興センター  
財務部会議室

### 5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨。
- (2) 入札保証金及び契約保証金  
免除。
- (3) 入札の無効  
本公告に示した競争参加資格のない者による入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 契約書の作成の要否  
要。
- (5) 落札者の決定方法  
独立行政法人日本スポーツ振興センター会計規則第 19 条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (6) 手続における交渉の有無  
無。
- (7) その他  
詳細は、入札説明書による。

### 6 Summary

- (1) Contracting Entity : Kazumi Ohigashi,  
President, JAPAN SPORT COUNCIL
- (2) Classification of the products to be procured : 16, 23, 26
- (3) Nature and quantity of the products to be purchased : Introduction of kitchen facilities of the New National Stadium 1 Set
- (4) Delivery period: 30, September 2019  
(introduction of kitchen facilities)

31, October 2019(for fire Inspection)

- (5) Delivery place : As in the tender manual
- (6) Qualifications for participating in the tendering procedures, suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall:
  - ① not come under Article 2 and Article 3 of the Regulation concerning the Contract for JAPAN SPORT COUNCIL. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause,
  - ② have the Grade A on “sales of products” in terms of qualification for participating in tenders by every ministry and agency of Japan in the fiscal year 2016, 2017, 2018.
- (7) Time limit of tender : 5:00 PM 28, January, 2019
- (8) Contact point for the notice:

Sakakibara, Finance Department, JAPAN SPORT COUNCIL 2-8-35 Kitaoyama Minato-ku Tokyo 107-0061 Japan TEL 03-5410-9140